

75歳以上の方と

【令和6年度版】

65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度



支えあいのしくみ

医療費から、高齢者の皆様が窓口で支払う自己負担分(1割～3割)を除いた費用(医療給付費)について、約5割を公費(税金)で、約4割を若い世代の保険料で、残りを高齢者の皆様の保険料でまかなう仕組みです。

高齢者の医療費

自己負担

1割
2割
3割

高齢者の医療給付費

公費(税金) 約5割

高齢者の保険料
約1割

若い世代の保険料 約4割

運営のしくみ

北海道後期高齢者医療広域連合が主体(保険者)となり、市区町村と協力して運営しています。

広域連合

運営主体(保険者)となり、

- 各種証の交付
- 医療を受けたときの給付
- 保険料の決定
- 保健事業の企画を行います

市区町村

- 各種証の引き渡し
- 申請や届出の受付
- 保険料の徴収
- 保健事業の推進実施

不審な電話や 訪問者に注意!

「還付金を払い戻します」などと偽り、銀行やコンビニの機械(ATM)からお金をだまし取ろうとする「振り込め詐欺」事件が全国で発生しています。また、市町村職員や広域連合職員を装った人物に、各種証をだまし取られる事件も発生しています。

北海道後期高齢者医療広域連合では、**ATMを利用した払い戻しは一切行いません。**

電話や訪問者を少しでも不審に思ったときは、必ずお住まいの市区町村窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。